

4月から後期高齢者医療制度が始まります

■対象者：①75歳以上の人②一定の障がいがある65歳以上の人で広域連合の認定を受けた人

① 後期高齢者医療被保険者証（保険証）を発送します

これまでお使いの「保険証」と「老人保健法」医療受給者証は後期高齢者医療の被保険者になつた時点で使えなくなります。

④ 受けられる医療の給付について

現行の老人保健制度と同じ医療の給付が受けられます。

年額18万円以上の人
※ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年額の2分の1を超える場合は納付書による納付となります。
※会社の健康保険などの被保険者本人であつた人は、平成20年度当初は普通徴収となり、年度途中から特別徴収に切り替わります。切り替わる際には、個別にお知らせします。

② 被保険者となる日（資格取得年月日）について

郵便により発送します。不在の場合には「不在連絡の通知書」が入ります。通知書に記載された方法で受け取ってください。病院等にかかるときは、「後期高齢者医療被保険者証」一枚を窓口で提示してください。

③ 昭和8年4月1日以前に生まれた人：平成20年4月1日（申請は不要です）

●昭和8年4月2日以降に生まれた人：75歳誕生日当日（申請は不要です）

6月、8月を仮徴収、10月、12月、2月を本徴収として年6回、年金から保険料が天引きされます。
■納付方法：年金支給月の4月、6月、8月を仮徴収、10月、12月、2月を本徴収として年6回、年金から保険料が天引きされます（4月に仮徴収額をお知らせする「仮徴収額決定通知書」をお送りします）。

本徴収：前年の所得が確定し、年間保険料が決定した後は、その年間保険料から仮徴収分を差し引いた額が、3期に分けて天引きされます。

④ 現在すでに老人保健制度で認定を受けている人については、自動的に後期高齢者医療に移行されるので、加入申請は不要です。

⑤ 保険料の納め方について

原則は、年金からの天引き（特別徴収）となります。市から送付する納付書や口座振替等で納めていただく場合（普通徴収）もあります。

⑥ 一部負担金の割合（窓口での医療費負担）について

所得に応じて、医療費の1割または3割を負担します。負担割合は保険証に記載されています。ご確認ください。

■対象者：
・特別徴収の対象となる年金（老齢基礎年金など）が年額18万円未満の人
・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える人

⑦ 年金から天引き（特別徴収）～平成20年7月から～

（年金から天引き（特別徴収）～平成20年4月から～）
■対象者：特別徴収の対象となる年金（老齢基礎年金など）が年額18万円未満の人



■納付方法：金融機関、市役所または各振興局窓口で納付書を使つて納めます。また、手続きをすれば、口座振替での納付もできます。普通徴収の納期は7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月の年8回です。通知書と納付書は7月にお送りします。

●問い合わせ
・大分県後期高齢者医療広域連合（☎ 097-534-1771
（Eメール：olta-kouiki@ever.ocn.ne.jp、ホームページアドレス：<http://www4.ocn.ne.jp/olta-kou/>)
・国民健康保険係（本庁舎1階
16・17番窓口、☎ 3199)